

第16回硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議要旨

日 時：令和6年4月24日(水)16:30~17:00

場 所：中央合同庁舎8号館 内閣府会議室816

出席者：石原宏高内閣総理大臣補佐官（議長）、出口和宏内閣官房副長官補付内閣審議官（副議長）、岡野智晃内閣官房副長官補付内閣参事官（厚生労働担当）、貝原健太郎外務省北米局北米第一課長、鳥井陽一厚生労働省大臣官房審議官（援護担当）、浅見高嗣厚生労働省社会・援護局事業課長、星野正司厚生労働省社会・援護局事業課事業推進室長、鷹栖聖大臣官房文書課情報公開査察官（文書課長代理）、北岡亮防衛省整備計画局施設計画課長

概 要：

【石原宏高内閣総理大臣補佐官挨拶】

- 本日は、令和5年度の実施状況を厚生労働省から報告いただくとともに、取組方針の修正案及び令和6年度の実施計画案について議論し、決定することとする。
- 遺骨収集に関しては、平成28年4月に施行された遺骨収集推進法により国の責務に位置づけられている。昨年の通常国会で法改正がなされ、集中実施期間が5年間延長（令和11年度まで）とされた。法の趣旨を踏まえ、引き続き、関係省庁が連携し、取組を一層強化していきたい。

【令和5年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施状況の報告】

- 厚生労働省より、主に資料1（令和5年度の実施状況等）に基づき、以下の通り説明。
 - ・ 滑走路地区の未探索の壕1箇所については、閉塞地点の先の地上に向かっての延長部へ入壕するための開口工事を行い、壕内調査を実施、御遺骨は確認できなかったことから概了とした。
 - ・ 滑走路周辺部の探索済みの壕3箇所については、うち2箇所の壕が確認できなかったため調査を断念し、残り1箇所の壕について、閉塞地点の先の地上部分でのボーリング調査を行った結果、滑走路方向の延長がなかったことを確認した。
 - ・ 滑走路地区東側半面において、265箇所の面的なボーリング調査を実施し、1箇所の壕を確認した。
 - ・ 令和3年度に新たに確認された未探索の壕2箇所については、ボーリング調査により、壕の分布状況の把握を行い、入壕方法の調査・検討を実施した。
 - ・ 令和5年度は、外周道路外側の壕等の調査を実施した結果、66柱の御遺骨を収容した。
 - ・ 滑走路地区周辺以外の探索済壕の閉塞壕の洗い出し及び面的調査で未発見となっている遺骨・壕等の存在が推測される地点の調査を行った。

【令和6年度硫黄島関係厚生労働省関係予算の報告】

- 厚生労働省より、資料2（令和6年度硫黄島関係厚生労働省関連予算）に基づき、以下の通り説明。
 - ・ 令和6年度予算の硫黄島遺骨収集経費は、約1,512百万円を計上した。
 - ・ 御遺族のための硫黄島慰霊巡拝実施経費は、約32百万円を計上した。

【平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針（修正案）及び令和6年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画（案）について】

- 厚生労働省より、資料3-2（平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針（修正案））、資料4-2（令和6年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画（案））について、以下の通り説明。
 - ・ 取組方針（案）については、令和5年度の実施状況を更新し、令和6年度の実施予定を記載。
 - ・ 令和6年度の実施計画（案）については、取組方針（案）に基づき、令和6年度に実施する「1. 滑走路地区等の掘削・遺骨収容の実施」、「2. 外周道路外側の面的調査により確認された壕等からの遺骨収容の実施」、「3. 滑走路地区周辺以外の地下壕探査の実施」等について防衛省の支援を受けて実施するといった内容を記載。

- 出席者から意見はなく、原案の通り了承された。

【令和5年度日米硫黄島戦没者合同慰霊追悼顕彰式及び天山硫黄島戦没者慰霊追悼顕彰式について】

- 外務省から参考資料3に基づき、令和5年度日米硫黄島戦没者合同慰霊追悼顕彰式及び天山硫黄島戦没者慰霊追悼顕彰式の結果概要を説明。

【終わりに】

- 最後に石原宏高内閣総理大臣補佐官から、今後の硫黄島における遺骨収集帰還に当たっては、本日決定した令和6年度実施計画に沿って、引き続き関係省庁一体となってしっかりと取り組むようにと発言。